

＜諮問の趣旨＞ プラスチックの持続可能な利用に向け、世界の主要都市の一員として東京都が進めるべき施策について、長期的な方向性と具体的な目標の2つの視点での検討を諮問

I 現状と課題

- 1 資源利用量の増大と気候変動、生物多様性の喪失**
 - ・世界の資源利用量は年間800億トンを超え、2060年には1670億トンに達する見込み
 - ・資源利用量の増大に伴う温室効果ガスの排出や生物多様性の損失
- 2 パリ協定とCO2実質ゼロ**
 - ・CO2実質ゼロは直ちに達成できるわけではないが、そこを目指してプラスチックなどの資源利用のあり方を見直していく必要がある
- 3 海洋プラスチック問題**
 - ・海洋へのプラスチックの流出をゼロにすることを目指して、早期に対策を進める必要がある
- 4 廃プラスチックの不適正処理リスク**
 - ・中国をはじめとするアジア各国で廃プラスチックの輸入が規制
 - ・廃プラスチックが国内外で不適正に処理されることを防止し、適正なリサイクルを進めることが緊急的な課題となっている

II 先進国の主要都市として東京が果たすべき役割

多量の資源を消費するだけでなく、それらの資源の供給を域外に大きく依存している東京は、

- ①「省エネルギー」に加えて「省資源（バージン資源投入量の削減）」
- ②「再生可能エネルギー」に加えて「再生可能資源の持続可能な利用」

に先進的に取り組むことで、ライフスタイルの変革に先導的に取り組む責任がある

III 21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿（長期的視点）

SDGsのゴール12が掲げる「持続可能な消費及び生産（つくる責任、つかう責任）」に先導的に取り組み、「ゼロ・ウェイディング」、すなわち

- ・新規資源投入量の最小化
- ・リユース及び水平リサイクル（輪の閉じた循環）の徹底
- ・環境中への排出は実質ゼロ

の実現により、資源採取による自然破壊や土地の荒廃等とともに、廃棄による環境負荷をゼロにすることを目指すべき

CO2実質ゼロのプラスチック資源利用について直ちに具体的な姿を描くことは難しいが、社会全体でそれを考えていくことが極めて重要

プラスチック及び再生可能資源（バイオマス資源）については、

- ①CO2実質ゼロに向けて、長期的にエネルギーや各種資源の利用のあり方を大きく変革していく必要があり、化石燃料由来プラスチックの生産や使用後の燃焼に伴うCO2についても、他と同様に実質ゼロとする必要がある
- ②バイオマス資源への代替に当たっては、バイオマスが再生される速度の範囲内、かつ、供給源での温室効果ガス排出、生態系への影響その他の環境社会影響について持続可能性に十分配慮する必要がある

IV 当面、都が取り組むべきプラスチック対策

- 1 ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減**
 - ・「不要なものはそもそも要らない」という社会に向けて、消費者のライフスタイルやサービス提供の方法等を見直していく必要
 - ・レジ袋有料化が実効性のある仕組みとなるよう、引き続き国へ働きかけていくべき
 - ・都民、NGO、事業者、自治体と連携し、自主的取組を促進していくべき
 - ・レジ袋以外のワンウェイのプラスチック製容器包装等についても、具体的な削減方策を国へ働きかけていくべき
- 2 再生プラスチック及びバイオマスの利用促進**

再生プラスチックの利用を推進し、次いで紙、バイオマスプラスチック等が適する場合には切替えを推奨し、新たな市場形成を図るべき

 - ①熱回収せざるを得ないものをバイオマス素材に切り替えていくべき
 - ②代替素材の使用に伴う環境影響や食料供給との競合、既存のリサイクルシステムへの影響も十分に配慮するべき
 - ③都庁内の売店等においてワンウェイ・プラスチックの削減を進めるなど、グリーン購入について広く検討すべき
 - ④CO2の排出量が少ない再生プラスチックを選ぶことが大事という価値観を広めるとともに、その使用に積極的に取り組む企業と連携していく
- 3 循環的利用の推進及び高度化**
 - ①容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底
 - プラスチック製容器包装の分別収集の全面実施を都内区市町村に働きかけるべき
 - ②事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援
 - 各事業者が自主的に店頭回収等に取り組むことができるよう廃棄物処理法上の考え方を整理するなど、新たなビジネスモデルの構築を積極的に支援すべき
 - ③事業系（業務系・商業系）廃プラスチックのリサイクル
 - 業務系ビル等の廃プラスチック類の処理状況を把握し、廃プラスチック類の分別・リサイクルを排出事業者へ求めていくとともに、より効率的な収集運搬を実現していくべき
 - ④リユース、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収等を最適に組み合わせるべき
- 4 散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制**
 - 区市町村、NGO・地域団体、企業等と連携し、清掃活動を通じた海ごみ発生抑制や普及啓発・環境教育に取り組むべき
- 5 国際的な連携**
- 6 東京2020大会を契機とした取組**

V 施策の推進にあたって

- ①パートナーシップの構築
 - ②環境学習・消費者教育・ESD（持続可能な開発のための教育）の機会提供
 - ③リサイクル市場の動向等に応じた施策の推進
 - ④施策効果の検証
- 以上のような点に十分に留意すべき